

令和2年5月7日  
(2020年)

保護者の皆様へ

吹田市教育委員会  
吹田市立山田第五小学校  
校長 佐々木 康雄

## 臨時休業に伴う措置の延長について（お知らせ）

新型コロナウイルス感染症にかかる臨時休業について、吹田市教育委員会並びに本校の対応に、ご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症にかかる臨時休業に伴う措置として、5月8日まで、やむを得ない事情があり、ご家庭で過ごすことが困難な場合は、学校にて自習を行うことができることとしておりますが、下記のとおり、引き続き実施いたしますので、ご確認をお願いいたします。また、留守家庭児童育成室が13時開室に変更になったことにより、対象児童が変更となっております。

現在、国から「緊急事態宣言」が発出されている状況下での実施となりますことから、措置の趣旨をご理解のうえ、適切にご判断下さいようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、今後、国・府・市より新たな通知があれば、随時変更します。

### 記

- 1 期間 令和2年5月11日（月）～ 臨時休業が終了する日まで
- 2 対象・時間 (1) 留守家庭児童育成室に入室していない、第1学年から第3学年の児童のうち、個別の事情（自宅で1人になる等）により、家庭で過ごすことがどうしても困難な児童を対象とし、時間は平日8時30分から15時までとします  
(2) 留守家庭児童育成室へ午後から登室する、第1学年から第3学年のうち個別の事情（自宅で1人になる等）により、午前中、家庭で過ごすことがどうしても困難な児童を対象とし、時間は平日8時30分から13時までとします。（13時以降は育成室に移動）
- 3 場所 学校が指定する場所で出席を確認した後、教室等に移動します。
- 4 活動 各自が持参した教材等で自習を行い、教職員等は安全確保のための見守りを行います。
- 5 持ち物 (1) 上履き、自習用教材、昼食を持参させてください。  
(2) 水分補給のお茶など、通常許可しているものは持参できます。
- 6 申込方法等 (1) 利用する前日の17時までに学校へ電話でお申し込みください。  
また、数日分まとめたの申込も可能です。  
(2) 取消は、当日の8時30分までに連絡してください。  
(3) 上記時間内での遅出・早退などの希望があれば、ご相談ください。  
(4) 登校前に必ず検温し、健康状態を確認してから登校させてください。  
(5) 送迎は保護者の責任のもと行っていただきますようお願いいたします。